

# 地方財政の健全化に係る見直しについて

- **地方公共団体の財政の健全化に関する法律**(平成19年法律第94号)(以下「健全化法」)に基づく地方公共団体の**財政健全化の取り組み**は、**一定の進展**。一方で、地方財政の厳しい状況に変わりはなく、**財政健全化は不断の取り組み**が重要。  
(参考) 財政再生団体 1団体(H20決算) → 1団体(H29決算)、財政健全化団体 21団体(H20決算) → 0団体(H29決算)
- このような状況の下、健全化法を運用する中で、**必ずしも現行制度では捉え切れていない地方公共団体の財政リスク**について指摘されていたことから、**財政状況を更に精緻に把握し、地方財政の健全化を一層推進**する。

- ① **第三セクター等に対する反復・継続的な短期貸付け**について、第三セクター等の経営状況が悪化した場合、当該貸付金の返済がなされず、地方公共団体の負担となるおそれがあることから、**将来負担比率に算入**。
- ② **不動産の信託**について、公有地信託事業等が悪化した場合、事業に係る負債を地方公共団体が負担するおそれがあることから、**将来負担比率に算入**。

※ **将来負担比率**・・・地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(**将来負担額**)の標準財政規模に対する比率

<健全化法改正(平成28年法律第14号)の内容>

## 将来負担額の内訳

- ・ 一般会計等の地方債現在高
  - ・ 債務負担行為に基づく支出予定額
  - ・ 公営企業会計等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
  - ・ 退職手当支給予定額
  - ・ 地方公社や第三セクター等に係る負債の一般会計等の負担見込額
- 等

**将来負担額**に以下に係る一般会計等の負担見込額を追加。 ※平成28年度決算から適用。

- ① **第三セクター等に対する短期貸付金(改正後の健全化法第2条第4号チ)**
- ② **不動産の信託に係る負債(改正後の健全化法第2条第4号ト)**